

令和6年

熊野町農業委員会

議事録

第3回

熊野町農業委員会

令和6年第3回 熊野町農業委員会

1. 開催日時 令和6年3月21日(木) 午前9時

2. 開催場所 役場3階 303会議室

3. 出席委員(10人)

委員	1番	近藤 秀樹
委員	2番	橋川 勝則
委員	3番	住川 由子
委員	4番	庄賀 深雪
委員	5番	福垣内 信行
委員	6番	中村 家隆
委員	7番	井尻 隆雄
委員	8番	菅尾 寛治
会長職務代理者	9番	木原 哲男
会長	10番	空田 忠

4. 欠席委員

5. 農地利用最適化推進委員

委員	世良 次生
委員	近藤 信二
委員	荒滝 直洋

6. 議事録署名委員(2人)

委員	8番	菅尾 寛治
委員	9番	木原 哲男

7. 農業委員会事務局職員

事務局長	中原 幸成
課長補佐	諏訪本 壮太
主査	内田 直人

会議の概要

議長	ただいまの出席委員は10名です。熊野町農業委員会会議規則第6条の規定による定足数に達していますので、ただ今から令和6年第3回熊野町農業委員会を開会します。会議規則第13条の議事録署名者2名について、こちらから指名します。8番 菅尾委員、9番 木原委員を指名します。それでは、議事日程に従って審議に入ります。事務局より、議案の朗読をさせます。
事務局	(議事日程 朗読)
議長	日程第1、議案第9号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題とします。事務局から議案の説明をお願いします。
事務局	議案第9号の農地法第3条の規定による許可申請について、ご説明をさせていただきます。場所は、出来庭地区の農地で、〇〇〇〇の〇〇〇〇側から〇〇〇〇に向けて直進した道沿いにある〇〇〇〇に隣接した畑2筆となります。申請地は、譲渡人の〇〇〇〇氏が相続されたものでしたが、弟である譲受人の〇〇〇〇氏に一部を譲られることになりました。申請地は既に〇〇〇〇氏が畑として管理されておられ、自宅にも近く問題になるようことはなく許可相当であると判断しております。説明は以上でございます。ご審議のほど、よろしくをお願いします。
議長	ありがとうございました。ただいまの説明に関連して、農地利用最適化推進委員の調査結果の報告ならびに補足説明を求めます。近藤委員、お願いします。
近藤委員	3月19日に事務局と現地を確認してきました。場所は、事務局から説明のとおりで、資料では分かりにくいですが、道路とは高低差があり、ため池に向かって低くなる形状をしています。特にため池に隣接した〇〇〇〇については、道路からは3m近くは低くなっているように思います。申請地は、現在も畑としてきれいに管理されておりました。この度はご兄弟間で話し合われて分筆をされたとのことで、特に問題になるようなこともないと思われま。説明は以上です。
議長	ありがとうございました。当案件について、何か質問はありませんか。
議場	(全員：質問なし)
議長	質問がないようですので、お諮りします。

	<p>日程第1、議案第9号「農地法第3条の規定による許可申請について」ご異議はありますか。</p>
議場	<p>(全員：異議なし)</p>
議長	<p>異議なしと認めます。よって、日程第1、議案第9号「農地法第3条の規定による許可申請について」は原案どおり承認することに決定しました。続いて、日程第2、議案第10号「農地法第5条の規定による許可申請について」を議題としたいと思います。事務局から議案の説明をお願いします。</p>
事務局	<p>議案第10号の農地法第5条の規定による許可申請について、ご説明をさせていただきます。場所は、初神地区の農地で、〇〇〇〇に〇〇〇〇を直進し、〇〇〇〇の前を左折後、〇〇〇〇を300mほど直進し、〇〇〇〇の手前を右折後、突き当りにある畑1筆となります。譲渡人の〇〇〇〇は、〇〇〇〇在住で今後も生活の拠点が変わらないため、隣接する住宅を含めて売買をすることになりました。譲受人は、不動産業を営む事業所で、申請地と隣接する住宅を購入し今後活用を検討されるとのことでした。申請地についても、整地を行うのみで、周辺農地に影響を及ぼすことはないと思われまますので許可相当と判断しております。説明は以上でございます。ご審議のほど、よろしくをお願いします。</p>
議長	<p>ありがとうございました。ただいまの説明に関連して、農地利用最適化推進委員の調査結果の報告ならびに補足説明を求めます。荒滝委員、お願いします。</p>
荒滝委員	<p>事務局と3月15日に現地を確認しました。場所は、事務局が説明したとおり、〇〇〇〇を〇〇〇〇に向けて直進し、〇〇〇〇の手前を右折して30m程の場所にある畑1筆です。この度は、隣接地にある住宅とともに売買をされるということです。住宅は長期間誰も住んでいないとのことで、現状のまま、居住することは難しい状況でした。申請地については、不動産会社が建物と併せて活用されるとのことですが、調整区域のため新たな建物等の建築は難しく、整地を行うのみのため、周辺農地に影響を及ぼすことはなく特に問題は無いと思います。説明は以上です。</p>
議長	<p>ありがとうございました。当案件について、何か質問はありませんか。</p>
議場	<p>(全員：質問なし)</p>

議長	質問がないようですので、お諮りします。日程第2、議案第10号「農地法第5条の規定による許可申請について」ご異議はありますか。
議場	(全員：異議なし)
議長	異議なしと認めます。よって、日程第2、議案第10号「農地法第5条の規定による許可申請について」は原案どおり承認することに決定しました。続いて、日程第3、議案第11号「農地法第5条の規定による許可申請について」を議題とします。事務局から議案の説明をお願いします。
事務局	<p>議案第11号の農地法第5条の規定による許可申請について、ご説明をさせていただきます。新宮地区にある〇〇〇〇に隣接した田4筆となります。本申請につきましては、令和5年10月20日に開催の令和5年第11回農業委員会において、農振除外として問題ないか審議をして頂き、問題ない旨の回答を頂いた申請となります。その後、広島県に農振除外することの同意を得たことや同時に協議を行っておりました他法令の手続きについて概ね協議が整ったことから、転用申請がこの度提出されたものです。農振除外の際に説明させていただいた計画内容から変更はありませんが、改めて事業内容を説明させていただきます。計画としては、〇〇〇〇の施設拡大による転用となります。具体的には、休憩所や野外ステージ、店舗等の新設やキャンプ場等の拡大を計画されており、約5haのエリアを森林公園として開発を予定しております。そのうち、4筆363㎡が、開発エリアの中に農地として含まれていたため、申請されたものです。申請地のうち、〇〇〇〇については、店舗が計画されており、〇〇〇〇については、既に駐車場に転用をされております。これは、〇〇〇〇が建設される際に、隣接地を駐車場に転用する申請が提出され正規な手続きが行われておりましたが、その際に当該地が申請から漏れていたことがこの度発覚いたしましたので、始末書とともに事後という形にはなりますが、申請をして頂いております。計画については、現状の施設の経営も好調であり、規模を拡大することで更なる集客が見込めるとのことで経営規模としては妥当であると判断しております。また、申請地の周辺に農地も無く、当該地は狭小かつ形も悪く農地には適さないという事で、許可相当であると判断をしております。説明は以上でございます。</p>
議長	ありがとうございました。当案件については、令和5年10月20日に開催した令和5年第11回農業委員会です既に審議し、農地利用最適化推進委員

	<p>の調査結果の報告及び補足説明についても説明済でありますので、農地利用最適化推進委員による説明は省略することとします。当案件について、何か質問はありませんか。</p>
住川委員	<p>譲受人と譲渡人が同一人物ですが、同一人物が契約を締結するということ で良いでしょうか。</p>
事務局	<p>個人としての〇〇〇〇氏と法人の代表者としての〇〇〇〇氏なので、少し 分かりにくいのですが、同一人物ではないです。</p>
議長	<p>他に何か質問はありませんか。</p>
議場	<p>(全員：質問なし)</p>
議長	<p>質問がないようですので、お諮りします。日程第3、議案第11号「農地法 第5条の規定による許可申請について」ご異議はありませんか。</p>
議場	<p>(全員：異議なし)</p>
議長	<p>異議なしと認めます。よって、日程第3、議案第11号「農地法第5条の規 定による許可申請について」は、原案どおり承認することに決定しました。 続いて、日程第4、報告第4号「農地法第5条第1項第6号の規定による届 出について」、事務局から報告をお願いします。</p>
事務局	<p>熊野町農業委員会事務局規程第7条第2項に基づき、2月の間に専決処分 した届出書の受理について、同規程第8条に基づき、報告します。 報告第4号、農地法第5条第1項第6号の規定による届出については、議案 17ページから23ページまでのとおり、出来庭地区で1件、平谷地区で1 件の計2件ございました。以上が専決処分した届出書等の報告です。</p>
議長	<p>ありがとうございました。以上で本日の日程はすべて終了しました。会議 全般やその他で何かご質問等はないでしょうか。</p>
議場	<p>(全員：質問なし)</p>
議場	<p>無いようですので、事務局から事務連絡をお願いします。</p>
事務局	<p>(事務連絡)</p>
議長	<p>ありがとうございました。以上で本日の日程はすべて終了しました。次回 の農業委員会は4月22日(月)に開催予定です。議案については4月11 日(木)以降に事務局から送付予定です。以上をもちまして、令和6年第3 回熊野町農業委員会を閉会します。</p>